

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年4月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	平成27年12月20日 11時30分ごろ
発生場所	宮城県名取市 <sup>ゆりあげ</sup> 閑上漁港東方沖 仙台沖防波堤東灯台から真方位125° 9.7海里付近 (概位 北緯38° 10.2′ 東経141° 14.2′)
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>シヨウエイ</sup> SYOEIは、漂流中、機関を始動することができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年12月21日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート SYOEI、5トン未満（長さ7.23m）
船舶番号、船舶所有者等	210-3442宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約10m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、機関を停止し、パラシュート型シーアンカーを投入して漂流し、航海計器を作動させて釣りを始めた。 本船は、釣りを終えて帰航する際、バッテリーが過放電しており、機関を始動することができなかつたので、海上保安庁に救助を要請した。
分析	本船は、バッテリーが過放電していたことから、機関を始動することができなくなったものと考えられる。 本船は、機関を停止した状態で航海計器を作動させていたことから、バッテリーが過放電した可能性があると考えられるが、船長から情報が得られなかつたため、過放電に至った経緯を明らかにすることはできなかつた。
原因	本インシデントは、本船が、バッテリーが過放電していたため、機関を始動することができなかつたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 機関を停止した状態で魚群探知機等の電装品を長時間使用しないこと。